

# 泉大津市産後ケア事業に係る安全に関する マニュアル(事業者)

令和7年8月

大阪府 泉大津市

健康こども部 子育て応援課

# 1 事故防止及び安全対策

## ■国ガイドラインの内容

リスクの高い場面(児の睡眠中や、寝返りやつかまり立ちができる月齢の対応をする場合等)で留意すべき点を明確にすること。

特に、児の睡眠中は、乳幼児突然死症候群(SIDS:SuddenInfantDeathSyndrome)予防の観点から、仰向けに寝かせることが重要である。窒息事故防止のためにベビーベッド等に寝かせ、柵を常に上げておくこと、敷布団・マットレス・枕は固めのものを使うこと、ぬいぐるみ等口や鼻を覆ったり、首に巻き付くものは置かない等、マニュアルにより気をつけるべき点を明確にすること。また、重大事故の発生防止のため、事業者においてはヒヤリ・ハット事例の収集及び、必要に応じて委託元の市町村と要因の分析を行い、必要な対策を講じ、マニュアルに反映した上で、職員間の共有を図ること。

## ■具体的な対応

### (1)リスクの高い場面において留意すべき点

事業者は、次に挙げる場面ごとに、次の点に留意すること

#### ア 児の睡眠中

##### (ア)乳幼児突然死症候群(SIDS:SuddenInfantDeathSyndrome)予防

- ・仰向けに寝かせること

##### (イ)窒息事故・転落事故防止

- ・ベビーベッド等に寝かせ、柵を常に上げておくこと
- ・敷布団・マットレス・枕は固めのものを使うこと
- ・ぬいぐるみなど、口や鼻を覆ったり、よだれかけなど首に巻き付いたりする可能性のあるものは置かないこと
- ・添い寝をしないこと
- ・授乳後にはげっぷをさせ、口の中に吐物がないか確認すること
- ・寝かせてから10～15分程度は異変がないか観察すること

#### イ 寝返りやつかまり立ちができる月齢の対応をする場合

##### (ア)窒息事故・誤嚥事故の防止

- ・常に小物(直径5cm未満の小さな玩具、ボタン電池など)は、児の手の届くところに置かないこと

##### (イ)火傷防止

- ・安全柵の使用等により児が暖房器具に触れられないようにすること
- ・キッチンに児が立ち入れないようにすること
- ・電気ポットや炊飯器、熱い食べ物や飲み物は児の手の届かないところに置くこと

##### (ウ)転落・転倒防止

- ・ハイチェアは必ず安全ベルトを締めること
- ・階段に柵を付けること

#### ウ 食事やミルクの提供時

- ・アレルギーの有無について事前に必ず確認し、アレルギーの対象物を除去できない場

合は、アレルギー対応ができない施設であることを説明し、対応可能な施設を案内するなど適切な対応を行うこと

- ・火傷防止のためミルクの温度に注意すること

#### エ 児を抱いている際

- ・だっこ紐使用時は、前かがみの姿勢にならないようにすること、しゃがむ際は必ず手で児を支えること
- ・おんぶや抱っこをし、又は降ろす際は低い位置で行うこと
- ・ケアをする者が転倒した際に、児をぶつけてけがをさせないように、家具等の角のカバーを行うこと
- ・児を抱いたままの調乳等の作業は行わないこと

#### オ その他

- ・おもちゃは安全マークを目安に選び、児の月齢や発達に合ったものを選ぶこと
- ・遊ばせる前に壊れている箇所や突起等がないかを確認すること

### (2)重大事故の発生防止に向けたヒヤリ・ハット事例の検証及びその後の対応

事業者は、重大事故の発生防止のため、次の対応を行うこと

#### ア ヒヤリ・ハット事例等(5に定める重大事故以外のアクシデント含む)の収集

- ・事業者において事例を集約し、泉大津市に報告すること  
※重大事故にはあたらないが、医療機関受診を要した事例については、その都度、速やかに泉大津市へ報告すること

ヒヤリ・ハット事例等の報告先

【連絡先】 kosodateouen@city.izumiotsu.osaka.jp

【件名】 【事故発生日付:事業者名:ヒヤリ・ハット事例等】 パスワード XXXXXXXXXX

【連絡手段】 電子メール

#### イ 要因分析の実施

- ・収集した事例のうち、泉大津市が必要と判断した事例について、事業者は泉大津市とともに要因分析を行い、対策を検討・決定すること

#### ウ 対策の実施と職員間の共有について

- ・事業者は、当該ヒヤリ・ハット事例等への対策を決定した場合に、対策が実行できるよう事業者内での共有を図ること

## 2 児を預かる場合の留意点

### ■国ガイドラインの内容

ケアの中で、一時的に児を預かる場面が発生することも想定される。

この場合、短時間であっても児のみの状況とならないよう留意するとともに、児の顔がみえる仰向けに寝かせ、定期的に目視等で呼吸状態を観察すること。

また、別室にて児の預かりを行う場合の人員については、預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の母親や児のケアを行う者との複数体制とすることが望ましい。特に、短期入所型の場合、勤務交代による申し送り等や夜間の人員配置の関係で児の預かりができない時間帯がある場合は、あらかじめ利用者に周知しその時間は預からない等の対応も考えられる。

なお、乳児用体動センサーについては、異常を早期発見しえた症例報告があるが、急変の早期発見に資するエビデンスを示したものはないことに留意の上、定期的に目視での確認も行うこと。

### ■具体的な対応

ケアの中で、母子同室が基本ではあるが、やむを得ず一時的に児を預かる場面が発生することも想定される。この場合、次の内容について留意すること。

#### (1)児のケアにおいて留意すべき点

##### ア 児への対応について

- ・常に見守りできる距離での作業に留める等、短時間であっても児のみの状況とならないようにすること

##### イ 児の観察において配慮すべき点

- ・発達段階を適確に把握し、これに配慮し観察すること
- ・仰向けに寝かせること、呼吸状態や顔色を観察すること
- ・観察は、乳児用体動センサーの確認に頼ることなく、定期的に目視で行うこと
- ・観察結果を記録しておくことが望ましいこと

#### (2)人員体制について

##### ア 別室において児の預かりを行う場合

- ・預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の母親や児のケアを行う者との複数体制とすることが望ましいこと

##### イ 短期入所型の場合で勤務交代時や夜間等児の預かりができない時間帯がある場合

- ・あらかじめ利用者にその旨周知するとともに、その時間には預からない方針とすることが望ましいこと

### 3 緊急時の対応体制

#### ■国ガイドラインの内容

利用者の急変等、緊急時に受け入れてもらう協力医療機関や保健医療面での助言が随時受けられるよう相談できる医師をあらかじめ選定すること。

また、利用者の急変等に備えて、救急対応マニュアルの整備、緊急時の連絡先及びフロー図の作成をすること。さらに、ケアに従事する職員については、緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を受講することが望ましい。

また、「応急手当方法」として、心肺蘇生法の実施訓練、AED の設置もしくは最寄りのAED 設置場所の把握等は事前に準備をしておくこと。

その他、災害発生時の対応体制や、感染症への対応等についても、日頃から備えをしておくこと。

#### ■具体的な対応

##### (1)利用者の急変時等の緊急時の対応について

事業者は、利用者の急変時等に備え、次の点に留意すること

##### ア 受入れ協力医療機関や保健医療面での助言を求める医師の選定について

- ・受入れ協力医療機関や保健医療面での助言を求める医師を必ず確保し、泉大津市へ報告しておくこと

##### イ 事業者における対応体制の確保について

- ・事業者において救急対応マニュアルの整備、緊急時の連絡先及びフロー図の作成をし、緊急時に参照できるよう、事業所内で掲示するなど、即座に対応できるようにしておくこと
- ・ケアに従事する職員については、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を受講することが望ましいこと
- ・「応急手当方法」として、心肺蘇生法の実施訓練を行うべきこと
- ・AED の設置もしくは最寄りの AED 設置場所の把握等を行い、設置場所について事業者内で周知徹底すること

##### (2)災害発生時の対応体制や、感染症への対応等について

事業者は、災害発生時や感染症へ対応の備えとして、次の点に留意すること。

##### ア 災害発生時の対応体制

- ・災害発生時においては、被害状況を把握のうえ、速やかに泉大津市へ報告すること
- ・避難経路及び指定の避難所の場所について予め確認しておくこと

##### イ 感染症への対応

- ・標準予防策を徹底すること
- ・感染症発生時の対応について予め確認しておくこと

## 4 産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事案を確認した場合の対応

### ■国ガイドラインの内容

産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事案について、当該事業者が虐待と確認した場合は、当該事業者は状況を正確に把握するとともに委託元の市町村に対して、把握した状況等を速やかに報告・相談し、今後の対応を協議するとともに、都道府県を通じて、国へも情報提供すること。また、施設所在市町村と委託元市町村が異なる場合は、当該市町村間で協議・連携しながら対応すること。

なお、事業者における虐待等と疑われる事案の対応については、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」(令和5年5月こども家庭庁)の「2 保育所等における対応」を参考にすること。

### ■具体的な対応

#### (1)虐待等と疑われる事案の確認について

事業者は、虐待等と疑われる事案があった場合には、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」(令和5年5月こども家庭庁)の「2 保育所等における対応」を参考に、虐待等に該当するかどうかを確認すること。なお、事業者所在地が泉大津市外に所在する場合、当該事業者所在地市町村へ情報提供を行うこととなるため留意すること。

#### (2)事業者が虐待と確認した場合の対応

事業者は、虐待と確認した事案があった場合は、次のとおり対応を行うこと。

##### ア 状況の把握及び報告

- ・事業者において、状況を正確に把握すること。
- ・把握した状況等を、事業者から、泉大津市へ速やかに報告すること。
- ・開庁時間及び閉庁時の報告先は、次のとおりとすること

**開庁時間内** 月～金曜日の 8:45～17:15 ※祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く

【連絡先】 子育て応援課 0725-33-1131(内線 2177)

【連絡手段】 まずは電話、その後、電子メールで報告

**閉庁時**(上記以外)

【連絡先】 [kosodateouen@city.izumiotsu.osaka.jp](mailto:kosodateouen@city.izumiotsu.osaka.jp)

【件名】【事案発生日付:事業者名:産後ケア虐待事案報告】 パスワード XXXXXXXXXX

【連絡手段】 電子メールおよび翌開庁日に経過を含め電話

## 5 重大事故発生時の対応

### ■国ガイドラインの内容

乳児等において、死亡事故、意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故が発生した場合は、「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和7年3月21日付けこ成安第44号・6教参学第51号)に基づき、速やかに委託元の市町村を通じて国に報告すること。

母親のみに、死亡事故、意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故が発生した場合は、「産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について(依頼)」(令和7年3月21日付けこども家庭庁成育局母子保健課事務連絡)別添3の「産後ケア事業事故等発生時報告様式」に基づき、速やかに委託元の市町村を通じて国に報告すること。

また、重大事故が発生した場合の対応について、事故発生直後の対応、関係者(委託元の市町村、事故にあった母子の家族等)への連絡、産後ケア事業の継続(事故にあった母子以外の対応)、事故状況の記録、要因が明らかである場合の対応等について、あらかじめ委託元の市町村と事業者において、取り決めをしておくこと。なお、施設所在市町村と委託元市町村が異なる場合は、当該市町村間で協議・連携しながら対応すること。

委託元の市町村は、上記の乳児等の事故発生の要因分析や再発防止のための検証を「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」(令和7年3月21日付けこ成安第45号・6教参学第52号)に基づき行い、再発防止策を検討すること。なお、母親等のみにおいて、事故が発生した場合の事後的な検証については、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」(令和7年3月21日付けこ成安第45号・6教参学第52号)に準じて実施すること。

### ■具体的な対応

#### (1)重大事故発生時の報告について

事業者は、重大事故が発生した際は、「産後ケア事業における重大事故発生時の報告様式等について(依頼)」(令和7年3月21日付けこども家庭庁成育局母子保健課事務連絡)に従い、ア及びイ、ウのとおり報告を行うこと。なお、事業者所在地が泉大津市外に所在する場合、当該事業者所在地市町村へ情報提供を行うこととなるため留意すること。

##### ア 報告の対象

・乳児等又は母親に次の事態が発生した事案を対象とすること

死亡事故

意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)

治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

##### イ 第1報(事案等発生当日)

##### (ア)報告

・事業者から、泉大津市へ速やかに(原則として事案等発生の当日、遅くとも翌日まで)報告すること

※電子メールにより、タイトルに【事故発生日付:事業者名:産後ケア重大事故報告】と付して報告する。

※報告内容に個人情報が含まれる場合はパスワードを設定する。

- ・本報告は、乳児等においてアの事案が発生した場合には、「教育・保育施設等事故報告書」(別添1)を、母親のみにアの事案が発生した場合には、「産後ケア事業事故等発生時報告様式」(別添2)を用いて行うこと

(イ)連絡先

- ・開庁時間内及び閉庁時の報告先は、次のとおりとすること

第1報の連絡先

**開庁時間内** 月～金曜日の 8:45～17:15 ※祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く

【連絡先】 子育て応援課 0725-33-1131(内線 2177)

【連絡手段】 まずは電話、その後、別添様式を用いて下記アドレスへ電子メールで報告

**閉庁時**(上記以外)

【連絡先】 [kosodateouen@city.izumiotsu.osaka.jp](mailto:kosodateouen@city.izumiotsu.osaka.jp)

【件名】【事故発生日付:事業者名:産後ケア重大事故報告】 パスワード XXXXXXXXXX

【連絡手段】 電子メールおよび翌開庁日に経過を含め電話

ウ 第2報(原則1か月以内程度)

(ア)報告

- ・事業者から、泉大津市へ事案発生から原則 1 か月以内に報告すること

※電子メールにより、タイトルに【事故発生日付:事業者名:産後ケア重大事故報告(第 2 報)】と付して報告する。

※報告内容に個人情報が含まれる場合は、パスワードを設定する。

- ・本報告は、乳児等においてアの事案が発生した場合には、「教育・保育施設等事故報告書」(別添1)を、母親のみにアの事案が発生した場合には、「産後ケア事業事故等発生時報告様式」(別添2)を用いて行うこと

※事案発生後の経過を含め、第 1 報の内容に追加記載を行う。

(イ)連絡先

第1報に同じ

**(2)重大事故発生後の対応について**

事業者は、重大事故が発生した際は、泉大津市との事前の取り決め内容及び次のとおりの対応を行うこと。なお、取り決め内容については、日頃から保存場所を事業所内で周知徹底しておくこと。

【事業者における対応】

- ・まずは救命を優先し、警察や救急車等への連絡を行うこと
- ・関係者(母子の家族への連絡)その他の産後ケア利用者への説明及び対応、事故の状況の記録(可能な限り時系列で詳細に記載)を行うこと

・事故発生の要因が明らかな場合は、速やかに対策を行うこと

(参考)産後ケア事業における重大事故発生時の報告の流れ



「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」

(令和7年3月21日付けこ成安第45号・6教参学第52号)別添2「報告ルート」参照

## 教育・保育施設等事故報告書

ver.5  
(表面)

## 基本情報

事故報告回数		施設・事業所名称	
事故報告年月日		施設・事業所所在地	
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)		施設・事業所代表者等	
施設・事業所種別		施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)	
認可・認可外の区分		施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)	

## 事故に遭ったこどもの情報

こどもの年齢(月齢) (放課後児童クラブは年齢のみ選択)		こどもの性別	
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)		所属クラス等 (放課後児童クラブはこどもの学年を選択)	
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)			

## 事故発生時の状況

事故発生年月日		事故発生時間帯						
事故発生場所		事故発生クラス等						
事故発生時のこどもの人数	事故発生時の教育・保育等従事者数				うち 保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員・助産師等			
事故発生時のこどもの人数の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他
事故発生時の状況								
事故の誘因								
事故の転帰								
(死亡の場合)死因								
(負傷の場合)受傷部位								
(負傷の場合)負傷状況								
診断名、病状、病院名	診断名							
	病状							
	病院名							
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)								
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)								

※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。

※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。

※ 第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。

※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。

※ 意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。

※ 「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害

(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。

※ 産後ケア事業については、「事故発生時の状況」に母の年齢、母子同室の有無を記載すること。また、母親等のみに事故が起こった場合は、「産後ケア事業等発生時報告様式」「産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等について(依頼)」(令和7年3月21日付、子ども家庭庁成育局母子保健課事務連絡)別添3)で報告してください。

※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

教育・保育施設等事故報告書				ver.5 (裏面)
<b>ソフト面</b>				
事故防止マニュアル		具体的内容		
事故防止に関する研修		実施頻度 (回/年)	具体的内容	
職員配置		具体的内容		
その他の要因・分析・特記事項				
改善策【必須】				
<b>ハード面</b>				
施設の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容	
遊具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容	
玩具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項				
改善策【必須】				
<b>環境面</b>				
教育・保育等の状況		具体的内容		
その他の要因・分析・特記事項				
改善策【必須】				
<b>人的面</b>				
対象児の動き		具体的内容		
担当職員の動き		具体的内容		
他の職員の動き		具体的内容		
その他の要因・分析・特記事項				
改善策【必須】				
<b>自治体コメント【必須】</b>				
(自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)				
<b>【施設・事業所別の報告先】</b>				
① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。)		④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)		
→ ことども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係(ninikagahokushisetsushidou@cfa.go.jp)		→ ことども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp)		
② 幼稚園、幼稚園型認定こども園		⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業		
→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)		→ ことども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikukankyou.katei@cfa.go.jp)		
→ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)		⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)		
③ 特別支援学校幼稚園		→ ことども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp)		
→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)		⑦ 乳児等通園支援事業(こども園でも通園制度)		
→ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)		→ ことども家庭庁成育局保育政策課地域支援係(hoikuseisaku.newkyuufu@cfa.go.jp)		
		⑧ 産後ケア事業		
		→ ことども家庭庁成育局母子保健課母子保健係(boshihoken.kakari@cfa.go.jp)		
<b>【全施設・事業所共通の報告先】</b>				
→ 消費者庁消費者安全課(i.syohisya.anzen@caa.go.jp)				
※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。				
※ 裏面の記載事項は、大半部分を公表する予定であるため、個人情報(対象児氏名、搬送先病院名等)は記載しないでください。				

産後ケア事業 事故等発生時報告様式

第 報

死亡事故  意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) 報告年月日 年 月 日  
 治療に要する期間が30日以上 of 負傷や疾病を伴う重篤な事故

・\*は実施がある場合に記入してください。  
 ・水色のセルはブルダウンより選択してください。

施設情報	施設名	施設設置者 (社名・法人名・自治体名等)			
	施設所在地	代表責任者			
	産後ケア事業管理者	利用者の総定員(産婦) 名			
	実施事業形態 (該当するものすべてに)	<input type="checkbox"/> 短期入所(ショートステイ)型 <input type="checkbox"/> 通所(デイサービス)型 <input type="checkbox"/> 居宅訪問(アウトリーチ)型			
	* 直近の指導監査	年 月 日	緊急対応マニュアル等の有無		
利用者居住市町村名	他受託市町村名				
利用者情報	母の年齢 歳	こどもの月齢 か月 日	こどもの性別	多胎児の場合は <input checked="" type="checkbox"/>	
	利用開始月日 月 日	利用予定期間 泊 日	利用形態		
事故発生時の状況等	事故発生日時	年 月 日	時 分	受傷、発症または死亡した者 (その他の場合)	
	事故発生の経緯 ※別途任意様式での作成も可	(利用開始時からの健康状態、母子同室の有無を含む事故発生時の状況、事故発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、第2報以降で追加等すること)			
	事故発生時の職員体制	産後ケア事業従事職員数 名	うち助産師・看護師・保健師 名		
	事故発生時該当者以外の利用者の人数	産婦 名、 児 名、 その他 ( ) 名			
	施設で講じた再発防止策 ※別途任意様式での作成も可				
	病状・死因等 (既往歴)	【診断名】	(負傷の場合)受傷部位		
		【病状】 (症状の程度)			
【既往症】		事故の転帰			
特記事項					
市町村の対応等※	事故把握日時	年 月 日	時	緊急対応マニュアル等の有無	
	当該施設の事業継続状況	(休止の場合)期間			
	講じた再発防止策				
都道府県の対応等	都道府県としての対応				

※市町村の対応経過については、別添として任意様式で作成し、本報告と併せて提出をお願いします。

- ・ 報告は事業者から利用者居住市町村→施設所在都道府県を経由して国に報告してください。施設所在市町村と委託元市町村が異なる場合は、当該市町村間で協議・連携しながら対応してください。
- ・ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。
- ・ 発生時の状況等については、施設で記載できない部分については、市町村が適宜記載を補ってください。
- ・ 記載欄は適宜広げて記載してください。
- ・ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。
- ・ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、ベビーベッド等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
- ・ 報告内容については、国の研究事業等で分析を行い、個人が特定されない形で公表される可能性があります。

市町村担当者

所属・役職

連絡先  
(電話)

(E-mail)

## 【その他事業実施にあたり参考となる資料】

○日本小児突然死予防医学会(旧:日本 SIDS・乳幼児突然死予防学会)産後ケア施設における安全管理マニュアル作成 ワーキンググループ 2024 年 8 月 14 日作成  
「産後ケア施設における乳幼児安全対応マニュアル」

<https://plaza.umin.ac.jp/~sids/pdf/postnatalcare.pdf>

○こども家庭庁作成 「こどもを事故から守る！事故防止ハンドブック」令和 6 年 1 月版  
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/handbook/>

○こども家庭庁 HP 乳幼児突然死症候群(SIDS)について

<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids/>

○日本医師会 医療従事者のための医療安全対策マニュアル(平成19年11月)

<https://www.med.or.jp/enzen/manual/pdf/honbun.pdf>

○助産業務ガイドライン 2019

[https://www.midwife.or.jp/user/media/midwife/page/guide-line/tab01/guideline\\_compressed04114.pdf](https://www.midwife.or.jp/user/media/midwife/page/guide-line/tab01/guideline_compressed04114.pdf)

○医療安全対策のための医療法施行規則一部改正について平成14年8月30日

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/2/kaisei/>

○府 HP AED(自動体外式除細動器)について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100030/iryo/qq/kyumeitoshi.html>

○厚生労働省 平成 28 年3月作成

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline>

※施設・事業者向け・自治体向け・発生時対応の3つがあります

○こども家庭庁 令和5年5月一部改訂 保育所における感染症対策ガイドライン

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/cd6e454e/20231010\\_policies\\_hoiku\\_25.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/cd6e454e/20231010_policies_hoiku_25.pdf)